

第5章 保存管理運営体制

(1) 基本方針

文化的景観の保存管理運営体制としては、住民、行政、各種団体、専門家等の協働による運営体制の構築を図り、特に文化的景観継承の主役たる地域住民が主体的に管理に関与し、その継承に参加できる仕組みを作ることが必要である。しかし、現段階では住民主体の運営体制を早期に確立することは困難であり、当面は行政が主導し、あらぎ島景観保全保存会や商工会青年部（紀清の集い）、中央商店会など既存の景観保全団体やまちづくり団体との連携を図りながら、気運が高まるように誘導を図っていくことが必要である（図9）。そのためにも、文化的景観の調査や価値の把握、地域住民を関与させるためのワークショップ等を継続的に実行していくことが求められる。

また、蘭島の文化的景観地域では、会式や地区の清掃活動等の維持管理活動が自治会組織である地区単位で行われていることから、その運営体制は地区単位を母体に進めていくことにするが、将来的には各地区が連携を取りながら、まちづくり団体が組織されることが望ましい。町も適切な文化的景観の保全と整備、運営について、所有者へ理解の増進を行い、ボランティアの利用促進等による運営母体を拡充し、景観行政団体としての責務を果たさなければならない。

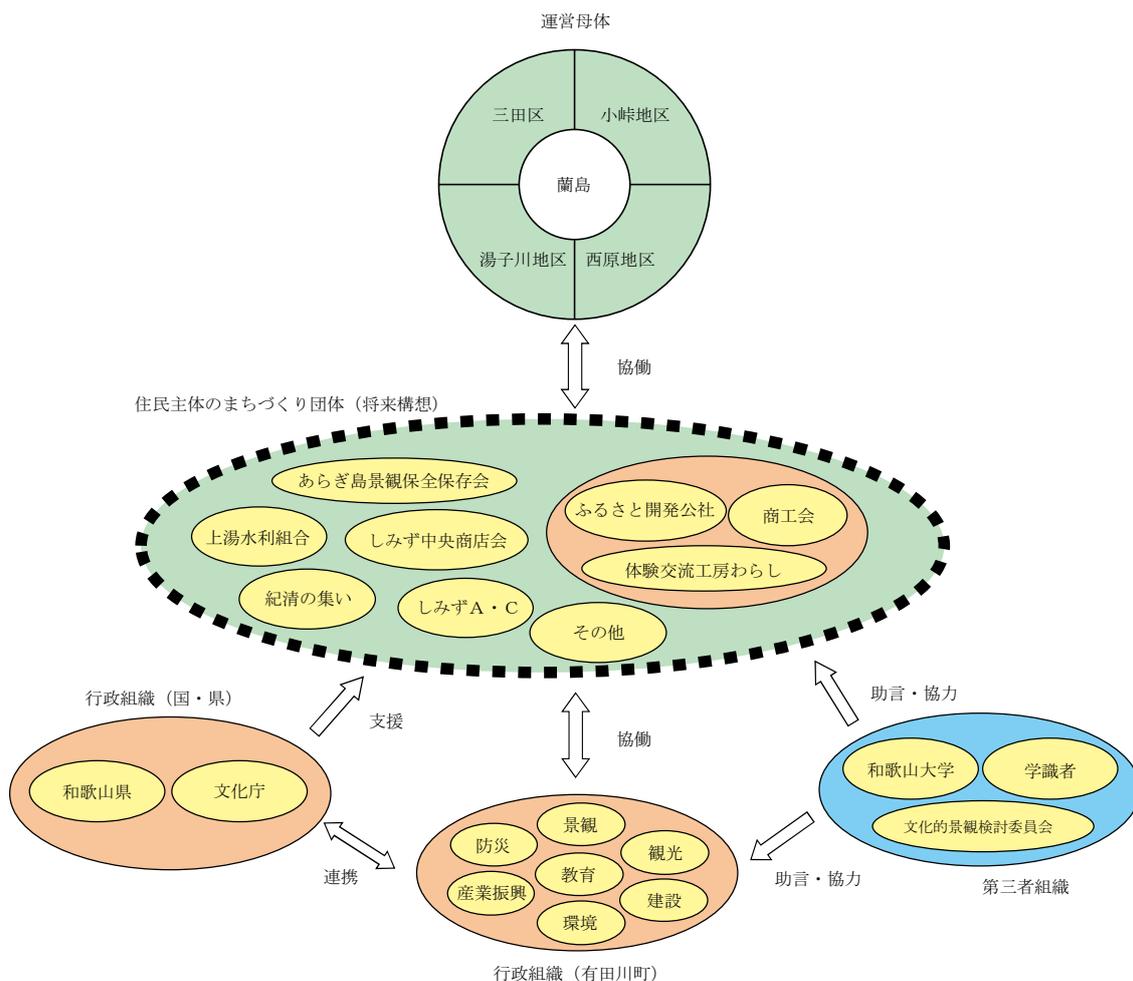


図9 運営体制模式図

(2) 住民の体制

蘭島及び三田・清水の農村景観の保全と継承は、いかに地域共同体の活動を継続していくかが最も大きな課題となっているが、農地の維持や伝統行事の継承には、住民に大きな負担が強いられており、現状の維持管理体制では、その継承が困難な段階に達しつつある。

農地については、農作物の付加価値を高めることにより、その継続利用を促進するとともに、水田耕作の支援体制、担い手の育成を図るが、今後は地域外の協力を得なければならない状況が訪れることが予想される。その対策としては、都市住民との交流や、集団営農、オーナー制度の他、農村ボランティア制度の導入等も検討しなければならないが、高齢化と過疎化を解決することが困難な現状にあって、安易な外部依存による景観の維持が、本質的な景観の継承と言えるかどうか問いつける姿勢も肝要であり、まずは地域内での解決を念頭にその手法を検討することが必要である。そのためにも、行政と住民が文化的景観の価値を共有し、さらなる文化的景観への理解増進を図ることが必要である。

(3) 行政の体制

行政の運営体制について、文化的景観の保全と継承は、総合的なまちづくり施策であり、文化財を所管する教育部局や景観法を所管する建設部局のみならず、商工観光部局、農林業部局、環境部局等の関係部局と連携を強化し、緊密な協力体制の整備を図ることが必要である。重要文化的景観の範囲内においては、有田川町景観計画の他、既存の法令による届出等があったものについては各担当部局から教育委員会へ照会を行うこととする（図10）。

公共工事については、地域の景観形成に与える影響を考慮し、景観配慮を先導的に進めるために事前協議の徹底とその仕組みの構築に努めることとする。有田川町教育委員会では、三田区展望所周辺の和歌山県、有田川町が計画する公共工事について検討会議をもち、関係者による内容の協議検討を実践している。

今後は、有田川町文化財保護審議会の中に、有識者等からなる「文化的景観検討委員会（仮称）」を設置し、有田川町景観審議会とも連携しながら、各種開発行為の景観に対する負の影響が最小限になるよう留意するとともに、重要な案件については住民、有識者、行政関係者等が協議検討を行うこととする。また、文化的景観の整備活用計画の策定については、文化的景観保存調査委員会を基にした整備活用委員会を設立し、新たな体制を構築していくこととする。



写真 17 展望所周辺工事検討会議

(4) 支援体制

有田川町景観条例では、自治会区域等の区域内における良好な景観の形成のための活動を行う団体について、その区域における景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について町長の認定を受けることができるとする「有田川町景観づくり協定」を設置し、これら協定区域やその他の良好な景観の形成に寄与すると認められる活動をしようとする者に対し、技術的援助その他必要な支援を行うことができるとしている。

現在、有田川町景観計画に定める景観重要地域等における良好な景観形成を促進するため、景観形成支援制度の制定について具体的な検討に入っている。この制度では、景観重要地域等で定

める景観形成基準に基づき、地域の景観に配慮、工夫された工事に対して助成する「修景助成」と、景観重要地域等における景観形成の推進を目的とした地域住民の参画と協働による景観形成の取組を支援する「活動助成」、近年地域の課題として大きくなっている景観重要地域等の区域内に放置されている老朽危険家屋等の除去費用についても支援できる内容を検討している。

また、文化的景観の重要な構成要素の修理・修景についても、分担金条例を制定し、個人が国の補助を受けられる体制づくりを図りつつ、有田川町独自のより決め細やかな支援制度についても取り組んでいくことにしたい。

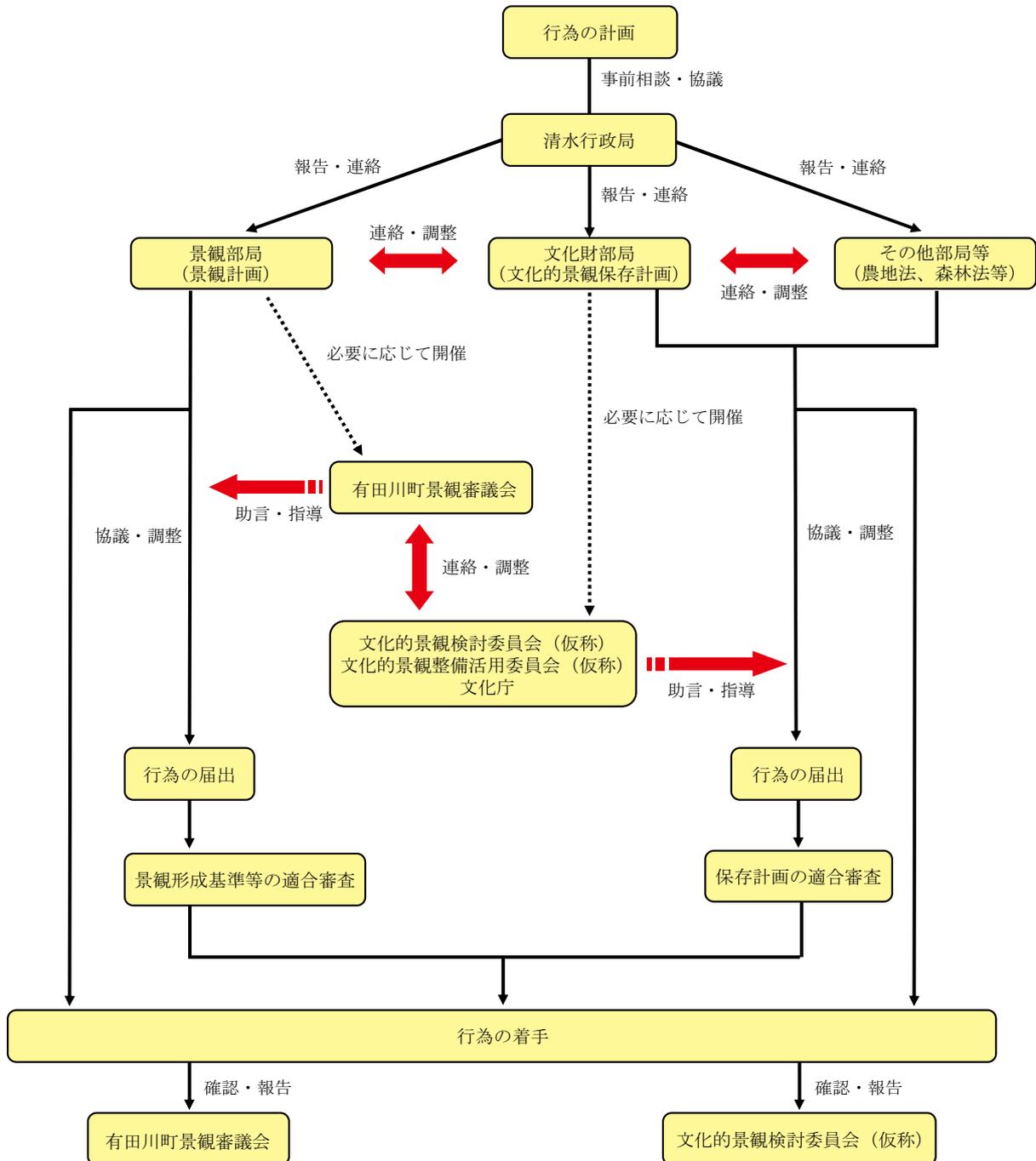


図 10 事前協議、届出のフロー